相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市水海道元町三四二二番地、最後の住所東京都台東区鳥越一丁目二六番一号　被相続人　亡　冨村　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

茨城県坂東市岩井四九四五番地四　相続財産管理人　弁護士　角口　貴秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市弥生町一七五五番地一五五、最後の住所埼玉県所沢市緑町三丁目二四番二一号煉瓦館八一―一〇二　被相続人　亡　小笠原敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号　相続財産管理人　弁護士　内田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県ふじみ野市駒西二丁目五九五番地九、最後の住所埼玉県ふじみ野市駒西二丁目六番一六号　被相続人　亡　鈴木　博央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

埼玉県所沢市くすのき台一―一二―一内野ビル二階徳永法律事務所　相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市八千代台南三丁目三六番地二八、最後の住所千葉県習志野市東習志野五丁目二四番五―二〇三号　被相続人　亡　田櫓　　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス　相続財産管理人　弁護士　中井　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井六丁目二一番地二〇、最後の住所東京都江戸川区平井七丁目三二番四号　被相続人　亡　米本ミヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区中央一丁目一三二五番地、最後の住所東京都葛飾区立石四丁目三四番四―四〇七号　被相続人　亡　佐藤　義則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市安浦町三丁目二三番地、最後の住所横浜市鶴見区下末吉五丁目二四番一二号　ハーバー下末吉　被相続人　亡　阿部　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

横浜市青葉区市ケ尾町五三四番地一一　相続財産管理人　司法書士　山崎　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市南鴨宮二丁目四三番、最後の住所神奈川県小田原市南鴨宮二丁目四三番六号　被相続人　亡　神谷　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番一〇号ＨＭ―小田原ビル二階　相続財産管理人　弁護士　山崎　夏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町二丁目二四八番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区峰岡町二丁目二四八番地　被相続人　亡　中村　和昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

神奈川県鎌倉市大船一丁目二六番二九号いちご大船ビル三階　相続財産管理人　弁護士　関本　和臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所横浜市戸塚区瀬谷町二六六二番地四　被相続人　亡　稲見　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

横浜市中区住吉町二丁目二一番一フレックスタワー横浜関内九〇三号室　相続財産管理人　弁護士　巻嶋　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市三馬三丁目二七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古屋　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

石川県金沢市本町二丁目二番一二号エクサビル二階　長井竜也法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長井　竜也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺石津町中二丁一番、最後の住所大阪府堺市西区浜寺石津町中二丁一番三七―三〇一号　被相続人　亡　西山　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十一日

大阪府大阪市中央区瓦町四丁目五番九号井門瓦町ビル九階　相続財産管理人　弁護士　野田　貴浩

第48期決算公告

平成29年5月31日

札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番５号
札幌日信電子株式会社
代表取締役社長　宍戸　謙二

貸借対照表の要旨　（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,259,779	流動負債	586,068
固定資産	359,154	（賞与引当金）	(84,000)
有形固定資産	252,959	固定負債	50,932
無形固定資産	1,948	**負債合計**	**637,000**
投資その他の資産	104,247	株主資本	981,933
		資本金	30,000
		資本剰余金	951,933
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	944,433
		（うち当期純利益）	(117,781)
		純資産合計	**981,933**
資産合計	**1,618,933**	**負債・純資産合計**	**1,618,933**